

## **〔事案 27-99〕 転換契約無効請求**

・平成 28 年 6 月 11 日 和解成立

### **<事案の概要>**

転換後契約について、募集人から終身保険がなくなるとの説明を受けていないとして、転換前契約への復旧を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 7 年 8 月に契約した定期保険特約付終身保険を、平成 17 年 7 月に利差配当付更新型終身移行保険に転換したが、募集人から終身保険がなくなることの説明を受けておらず、契約転換後も終身保険は存在するものと誤解したので、転換前契約に復旧してほしい。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、保障設計書や重要事項説明書を用いて、新旧契約内容を対比し、終身保険がなくなることを説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約転換時の状況を把握するため、申立人と募集人に対して事情聴取を行なった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、転換前契約への復旧は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人は、契約転換に先立ち、募集人に保険料について減額の要望を伝えているが（募集人においても、現状の保険料より高くしないという限度で保険料に関する要望を認識していたといえる）、転換後契約の保険料は申立人の要望に沿っていないことが認められ、募集人による保険料の説明が十分でなかった可能性を否定することはできない。
- (2) 契約転換の説明と申込みが同日になされており、契約転換の説明に要した時間も必ずしも十分であったとはいえず、このことが終身保険についての誤解や、保険料の問題を招いた一因であったともいえる。
- (3) 本件は更新時期を迎えたことが勧誘のきっかけであったが、契約転換の勧誘が優先され、申立人の保険料減額の要望を踏まえた減額更新の説明が適切になされたものとは認められない。